

新旧対照表

【輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 及び (省略) 審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 及び別表第 2 の該非判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該非の判定を依頼することとし、特別審査官においても該非の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該非の判定を照会する。</u></p> <p>(3) 統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び<u>輸出令別表第 1 又は別表第 2 の該非に疑義がある貨物に係る申告は重点審査</u>とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ通關情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>輸出通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 及び (同左) 審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>輸出令別表第 1 及び別表第 2 の該非判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該非の判定を依頼することとし、特別審査官においても該非の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該非の判定を照会する。</u></p> <p>(3) 統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び<u>輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 又は別表第 2 の該非に疑義がある貨物に係る申告は重点審査</u>とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ通關情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 (同左)</p>